

第360回矢板市議会定例会

# 報告事項説明書

令和2年3月

矢板市

## 報 告 事 項 説 明 書

第360回矢板市議会定例会に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、令和元年10月13日、栃木県矢板市上伊佐野709番地6地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を23,210円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

### 参 考 地 方 自 治 法 ( 抜 す い )

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第2号 市長の専決処分事項報告については、令和元年10月20日、栃木県矢板市幸岡40番地3地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を203,298円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

### 参 考 地 方 自 治 法 ( 抜 す い ) 省 略